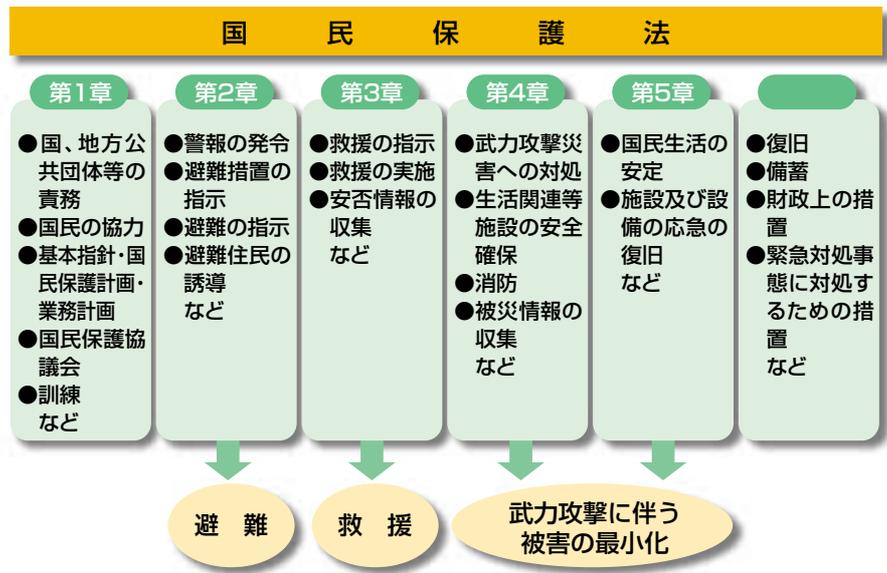


# 国民保護法って何だろう？

## 国民保護法の概要

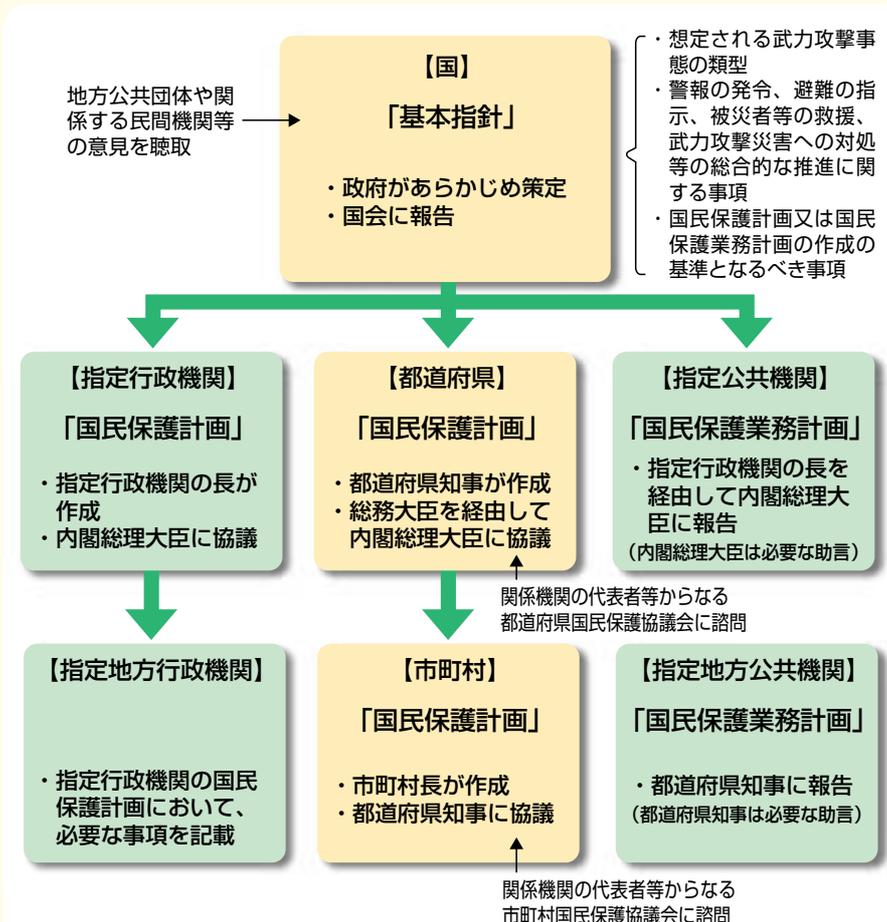
国民保護法では、武力攻撃事態等に備えてあらかじめ国が定める基本指針、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画（国民保護計画）、国民保護計画を審議する国民保護協議会、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）などについて規定しています。

また、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱として定めています。



## 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等

武力攻撃事態等において、実際にこれらの国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ作成しておく必要があります。基本指針と国民保護計画等の関係は右の図のようになっています。

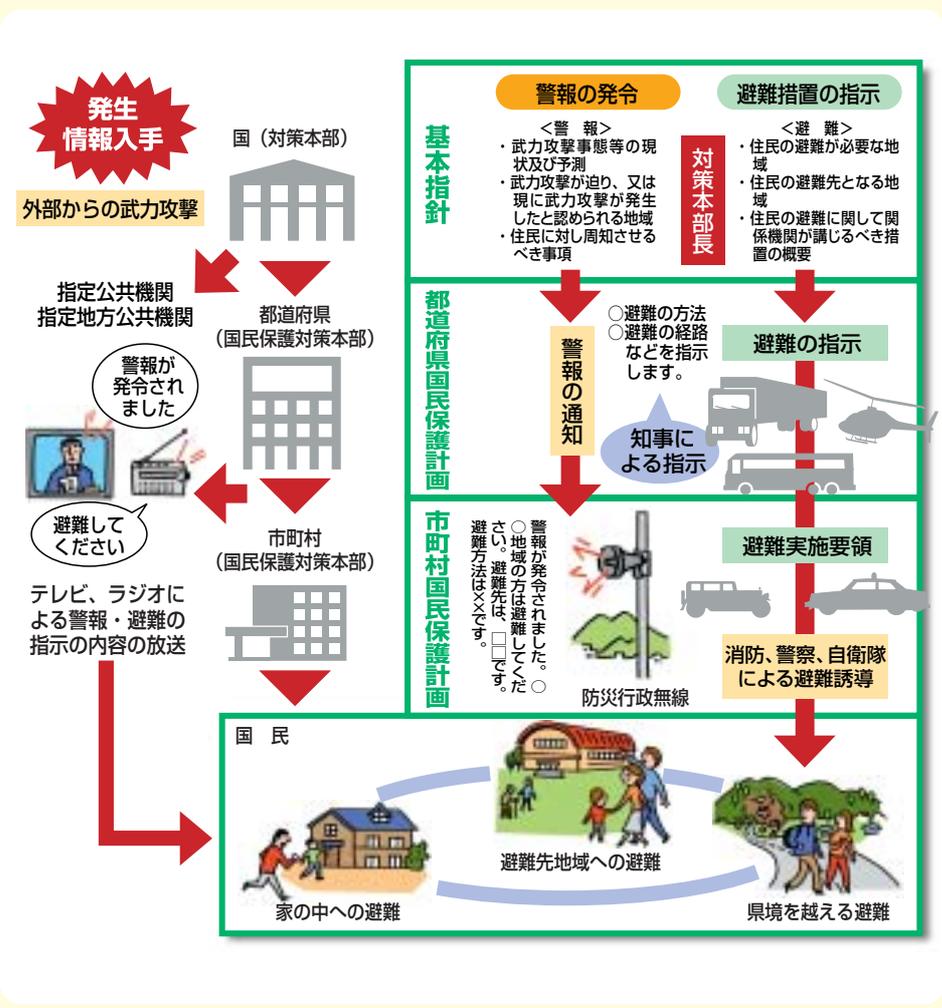


# 避難

<国は>日本に対する武力攻撃が迫った場合、その情報を把握し、国民に警報を発令します。避難の必要があると認められた場合は、避難措置の実施について、都道府県知事に指示を行います。

<県は>国から避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行います。

<市町村は>都道府県知事が避難の指示を行ったときは、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行います。

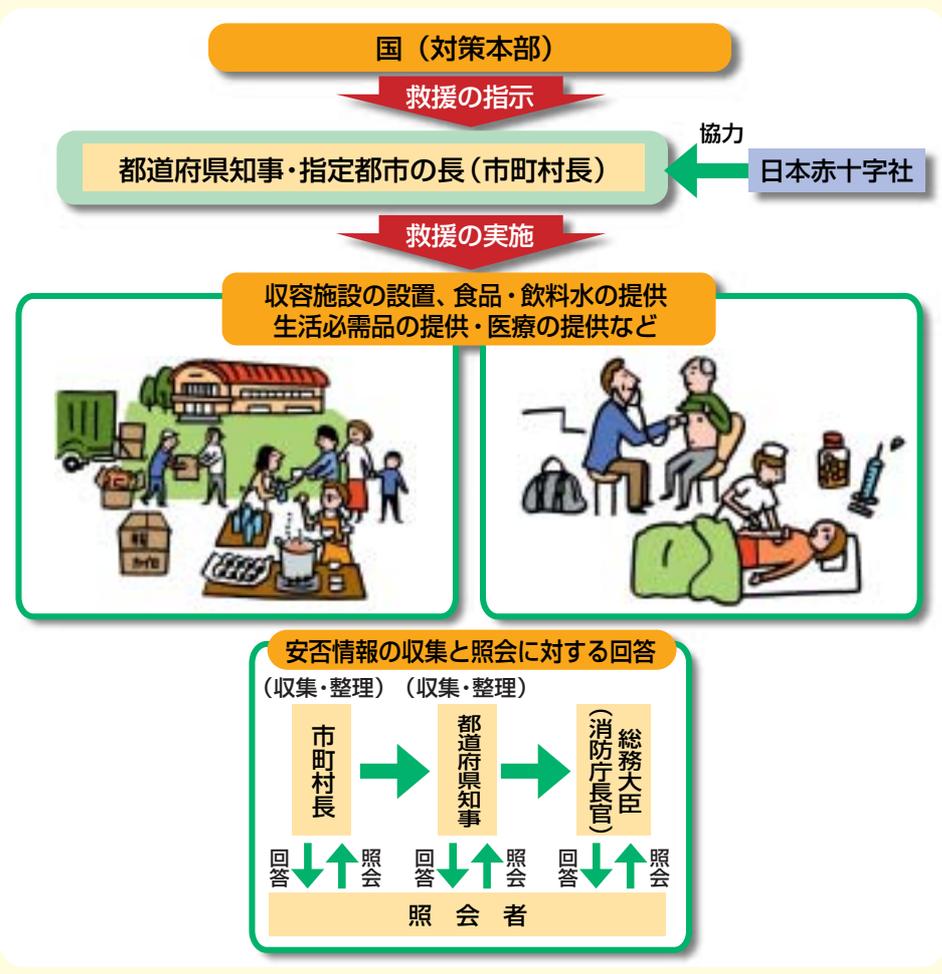


# 救援

<国は>避難した後の住民の生活を救援するため避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行います。

<県は>国の指示に従って、被災者や避難住民に対し、救援を実施します。国からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができます。

<市町村は>都道府県知事が行う救援を補助します。政令市においては、自ら救援を実施します。



## 武力攻撃に伴う被害の最小化

＜国は＞地方公共団体と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を実施します。

＜県は＞危険防止に緊急の必要があるときは、緊急通報を発令します。また、生活関連等施設について、警備の強化を要請します。

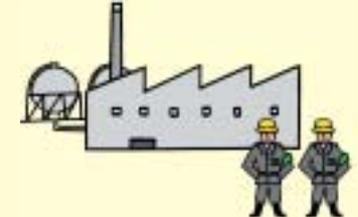
＜市町村は＞危険が迫ったときに、退避の指示や警戒区域の設定を行います。消防は火災から住民を守り、災害の防除・軽減に努めます。

### 国・都道府県・市町村が協力して対処

生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。



消火、救急及び救助の活動を行います。



## その他の主な役割

### 【訓練の実施】

国、地方公共団体、関係機関は互いに協力して、国民保護の措置について訓練を行うよう努めます。



### 【物資及び資材の備蓄】

国、地方公共団体は住民の避難や避難住民の救援に必要な物資及び資材を、備蓄・整備します。



### 【避難施設の指定】

県は、あらかじめ避難施設を指定します。政令市においては、自ら指定します。



## 計画策定の流れ

### <国は>

- 平成 16 年 9 月 17 日 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）施行
- 平成 16 年度末めど 基本指針の策定  
都道府県国民保護モデル計画を通知
- 平成 17 年度めど 指定行政機関国民保護計画の作成  
市町村国民保護モデル計画を通知

### <愛知県は>

- 平成 17 年 3 月 「愛知県国民保護協議会条例」「愛知県国民保護対策本部及び愛知県緊急対処事態対策本部条例」施行  
指定地方公共機関の指定
- 4 月 愛知県国民保護協議会委員の任命
- 平成 17 年度めど 愛知県国民保護計画の作成

### <市町村は>

- 平成 18 年度めど 国民保護計画の作成

### <指定公共機関は>

- 平成 17 年度めど 国民保護業務計画の作成

### <指定地方公共機関は>

- 平成 18 年度めど 国民保護業務計画の作成



発行 愛知県防災局防災課  
電話 052-954-6147  
F A X 052-954-6912  
E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp  
資料提供 総務省消防庁  
(消防庁HP <http://www.fdma.go.jp/>)

平成 17 年 3 月